

令和4年1月11日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年1月11日(火)
15時52分～16時45分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 31号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件
議案第 32号 農地法第5条の規定による許可申請について 6件
議案第 33号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請
について 1件
議案第 34号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他連絡事項

出席委員 19名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	13番 宮 西 勝 昇
4番 坂 田 信 一	14番 加 賀 谷 良 雄
5番 日 光 善 治	15番 高 田 太 衛
6番 三 輪 和 雄	16番 碓 善 秋
7番 吉 江 秀 一	17番 木 村 鉄 雄
9番 西 尾 和 三 郎	18番 沼 田 吉 雄
10番 多 田 博 次	19番 渋 谷 忠 司
	20番 唐 島 隆 夫

欠席委員 8番 前田 真一郎

令和4年1月11日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>ご苦労様です。時間前ではございますが、ご出席の皆様がお揃いですので、始めさせていただきます。改めまして、明けましておめでとうございます。昨年は、コロナで始まり、コロナで終わった1年だったように思います。また、農業においても、夏の長雨や価格の下落と大変な年でした。農業委員会の活動においては、皆様のご協力、ご理解をいただき、無事に終えることができました。ありがとうございました。本年もよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会1月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、前田委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。18番の沼田委員さん、19番の渋谷委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第31号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計5件</p> <p>○議案第32号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計6件</p> <p>○議案第33号 「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」 計1件</p> <p>○議案第34号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号14番と受付番号15番は関連しておりますので、続けて説明いたします。まず、受付番号14番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は3筆で、合計面積は4,298㎡となっております。譲渡人は〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図につ</p>

	<p>いては、1 ページから 3 ページをご覧ください。</p> <p>次に、受付番号 1 5 番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は 1 筆で、合計面積は 2,463 m²となっております。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、4 ページと 5 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 1 4 番と受付番号 1 5 番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。受付番号 1 4 番と 1 5 番は関連しています。1 4 番の譲渡人の〇〇さんは、譲受人の〇〇さんの父親、1 5 番の譲渡人の〇〇さんは〇〇さんの祖母です。〇〇さんは現在〇〇にお住まいですが、〇〇のご実家の〇〇で代表取締役が〇〇さんとなっております。今回、こちらの農地を生前贈与されます。このまま耕作も続けていかれるので、特に問題はないと思います。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号 1 6 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 1 6 番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は 1 筆で、面積は 486 m²となっております。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、6 ページと 7 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 1 6 番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>受付番号 1 6 番は、譲渡人の〇〇さんは、現在〇〇にお住まいで、〇</p>

	<p>○のご実家には、高齢のお母様が一人でお住まいです。申請地の田んぼは仲間田になっていまして、譲受人の○○さんがずっと耕作をされてきました。○○さんもお母様も、もう田んぼはできないし、管理もできないということで、ずっと耕作していただいている○○さんに譲ろうとなったそうです。○○さんはこのまま耕作を続けられるそうです。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号17番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号17番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は3,528㎡となっております。譲渡人が○○さん、譲受人が○○さんです。位置図については、8ページと9ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号17番について、調査報告をお願いいたします。</p>
○○委員	<p>それでは、報告いたします。譲渡人の○○さんは、現在も○○で働いておられて、○○に在住しておられます。平成元年の12月に、父親から母親と共に相続をされましたが、その母親も平成20年に亡くなられて、単独の相続になっていました。こちらに住んでいないので、宅地も含めて所有されている土地の処分を考えておられました。平成23年には宅地の購入者の方に田の一部譲渡されていますし、平成24年には、その他の田んぼを○○の○○さんという方に譲渡されていました。今回の申請地の○○258-1は、譲受人の○○さんのご自宅からは少し遠いのですが、売買のお話がまとまりました。あと宅地の周りがある2筆の田んぼが残っているようで、こちらも買い手を探しておられます。譲受人の○○さんは、土木建築業をされている方で、ご自分でも田んぼを所有していて、耕作もされています。今回の申請地は、○○さんが耕作をされていましたが、去年の3月で一旦契約が切れておりました。</p>

	今後については、また〇〇さんに耕作をお願いしたいというのが〇〇さんの意向だそうです。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号18番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号18番は、売買により、所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積が1,124㎡となっております。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、10ページと11ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号18番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、報告いたします。申請地は〇〇15番地で、地目は田で、面積は1,124㎡です。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。どちらも〇〇の方です。譲渡人の〇〇さんは現在農業をされていません。位置図をご覧ください。現在、申請地の〇〇15番地を含めて、周りの12、13、16番地の田んぼも〇〇さんが耕作されています。こちらを売買で所有権移転をされます。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第31号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第31号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第32号の「農地法第5条の規定による許可申請につ</p>

	いて」事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページから5ページをご覧ください。</p> <p>受付番号30番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3名です。賃借人が〇〇です。申請地は、〇〇374-1外4筆、5筆の合計面積が3,653㎡で、店舗敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、12ページから16ページをご覧ください。位置図の12ページの、赤い部分が農地、青い部分が雑種地や宅地です。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号30番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>今回、〇〇の〇〇からの申請がありました。昨年の2月の総会で、申請地の200mくらい先に〇〇の〇〇の申請がありましたが、こちらは建設中です。申請地は2本の国道に挟まれていて、近くには市の施設である〇〇もあります。〇〇さんは、〇〇に委託して、ご自分では耕作されていません。〇〇さんは、他にも農地を所有しており、ご自分でも耕作をされています。〇〇さんは高齢で耕作されておりません。用排水については、既存のものを使用するということです。また、敷地の中に2カ所の貯水槽を造り、雨水を調整するそうです。区長等の同意も得ております。特に問題はないと思います。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	事業をされる場合で、ある程度の面積があると一部は所有にしなければならないというようなことを、昔聞いたことがあります。全部借地でも大丈夫なのですか。
事務局	すべて借地でも問題ありません。また、3,000㎡を超えていますので、同時に開発行為の申請も出ております。
会長	わかりました。

会長	他に無いようですので、次に、受付番号31番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号31番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇です。申請地が、〇〇5162外1筆、2筆の合計面積が736㎡で、宅地分譲敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、17ページから20ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号31番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。譲渡人は〇〇さん、譲受人が〇〇です。〇〇さんは、現在〇〇にお住まいですが、以前は〇〇に居住されてきました。位置図の19ページをご覧ください。申請地の〇〇5162番地と5163番地は1枚の田んぼとして、昨年まで〇〇さんが耕作されてきました。〇〇さんも了承されていますし、周辺の住宅の皆さんにも挨拶をされたそうです。〇〇さんは4区画の造成を予定しているそうです。隣接耕作者からの承諾も出ておりますので、特に問題はないと思います。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号32番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号32番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん、〇〇さんの2名、賃借人が〇〇です。申請地が、〇〇47-1外2筆、3筆の合計面積が7,333㎡で、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、21ページから24ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号32番につ

	いて、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	報告いたします。賃貸人が〇〇さんと〇〇さん、賃借人が〇〇です。申請地は〇〇47-1、48-1、49-1の一部で、合計面積が7,333㎡になります。〇〇さんは、砂利採取後47-1と48-1を1枚の田んぼにしたいということです。土壌改良を目的とした砂利採取です。49-1はダンプの出入口として使用されます。期間は、令和4年2月1日から令和6年1月31日まで、期間内に埋め戻しをし、原状復帰をして農作物の作付けに支障がないようにするそうです。申請目的の実現の確実性については、元受けが〇〇で、日頃からの実績があるので問題はないと思われれます。立て看板やバリケードを設置し、水切りも徹底します。町内会長や土地改良区も了承済みですので、よろしくをお願いいたします。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号33番、34番、35番は関連しておりますので、続けて事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号33番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。申請地は〇〇3505-1、面積が54㎡、登記地目は田で、昭和58年頃から住宅敷地として違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については25ページから28ページをご覧ください。</p> <p>次に受付番号34番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。申請地は〇〇3505-4、面積が43㎡、登記地目は田で、昭和63年頃から住宅敷地として違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については29ページから32ページをご覧ください。</p> <p>次に、議案書5ページをお願いします。受付番号35番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。申請地は〇〇3505-5、面積が61㎡、登記地目は田で、平成14年頃から住宅敷地として違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については33ページから36ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致して理ますので、転用することが可能です。以上です。</p>

会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号33番、34番、35番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。まず、〇〇さんについては昭和58年頃から、〇〇さんは昭和63年頃、〇〇さんについては平成14年頃から宅地として、現在も使用されており、違反転用の申請です。住宅の後ろの部分になります。今までも売買のお話は出ていたようですが、譲渡人の〇〇さんが、3軒揃ってという条件だったそうで、なかなか3軒の意見がまとまらなかったようですが、話がまとまり、今回申請に至ったそうです。特に問題はないと思われます。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第32号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第32号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第33号の「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第33号の「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」ご説明いたします。議案書6ページをご覧ください。</p> <p>受付番号2番は、申請人の〇〇さんが農業機械格納庫建設を行うため、申請地〇〇534-3、登記地目は田、面積185㎡について平成9年2月4日に許可を得ましたが、申請者の経済的理由により農業機械格納庫の建築が延期となりました。その間に父親が亡くなり、所有農地すべてを〇〇に預けたため、農業機械格納庫の建設の必要がなくなり、今回、〇〇さんの住宅敷地として事業計画を変更するものです。既存の住宅は取り壊して、甥の住宅敷地として譲渡する予定だそうです。位置図については、37ページから41ページをご覧ください。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号2番について</p>

	て、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、報告いたします。申請者は〇〇の〇〇さんです。ご本人にお話を聞いてきました。申請の許可を受けた後に、農機具格納庫の建築を延期している間にお父様が亡くなり、営農組合に委託された為、農機具格納庫が必要なくなり、その後ずっと更地になっていたそうです。現在、〇〇さんは3人家族でお住まいですが、退職もされて、家族で協議をし、申請地に家を建てることにされました。既存の住宅は、住宅用地として譲渡されます。土地改良区と自治会長の同意書も出ております。特に問題はないと思います。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第33号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第33号については「承認」といたします。続いて、議案第34号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第34号の「農用地利用集積計画の制定について」ご説明いたします。7ページをご覧ください。小矢部市長より農用地利用集積計画の制定について諮問がありました。</p> <p>内訳につきましては、8ページの利用権設定集計にありますように、「3年以上6年未満」の利用権設定が1件で、面積が5,709㎡であり、新規となっております。</p> <p>「10年以上」、「6年以上10年未満」、「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。申請の内容は9ページに記載のとおりです。中間管理機構を通した後の配分先については、別紙をご覧ください。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。

会長	無いようですので「異議なし」として議案第34号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは、「異議なし」として、議案第34号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明していただきます。よろしくお願いいたします。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) その他連絡事項
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。 これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	改めまして、明けましておめでとうございます。皆様には、新しい年を迎えられ、心よりお喜びを申し上げます。最初の挨拶にもありましたように、昨年は大変厳しい中、農業委員会の運営がスムーズに行われました。皆さんには改めて感謝いたします。本年も、またご協力をよろしくお願いいたします。以上をもちまして、1月の総会を閉会したいと思います。皆さん、ご苦労様でした。
	— 1月総会終了 —

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和4年1月11日

会長 宇 川 傳 治

議事録署名委員 18番 沼 田 吉 雄

19番 澁 谷 忠 司